

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、平成 27 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 2 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

種類		青色	国出	損失	修正	特典の表	特典	番号	翌年以降	送付不要
収入金額等	事業等	⑦								
	業農	①								
	不動産	②								
	利子	③								
	配当	④								
	給与	⑤							8000000	
	雑	⑥								
	公的年金等	⑦								
	その他	⑧								
	総合譲渡	⑨								
短期	⑩									
長期	⑪									
一時	⑫									
所得金額	事業等	⑬								
	業農	⑭								
	不動産	⑮								
	利子	⑯								
	配当	⑰								
	給与	⑱							6000000	
	雑	⑲								
	総合譲渡・一時	⑳								
	合計	㉑								
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉒							
医療費控除		㉓								
社会保険料控除		㉔								
小規模企業共済等掛金控除		㉕								
生命保険料控除		㉖								
地震保険料控除		㉗								
寄附金控除		㉘								
寡婦・寡夫控除		㉙							0000	
勤労学生・障害者控除		㉚							0000	
配偶者(特別)控除		㉛							0000	
扶養控除	㉜							0000		
基礎控除	㉝							380000		
合計	㉞							380000		
課税される所得金額	㉟								000	
①～㉟又は第三表上の㉟に対する税額又は第三表の㉟	㊱								0	
配当控除	㊲									
区分	㊳									
(特定増改築等)区分	㊴							200000		
住宅借入金等特別控除	㊵									
政党等寄附金等特別控除	㊶									
住宅耐震改修特別控除	㊷									
住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	㊸									
差引所得税額	㊹								0	
災害減免額	㊺									
再差引所得税額(基準所得税額)	㊻								0	
復興特別所得税額	㊼								0	
所得税及び復興特別所得税の額	㊽								0	
外国税額控除	㊾									
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊿								220000	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	①								$\Delta 220000$	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	②									
所得税及び復興特別所得税の納める税金	③								00	
第3期分の税額	④								$\Delta 220000$	
配偶者の合計所得金額	⑤									
専従者給与(控除)額の合計額	⑥									
青色申告特別控除額	⑦									
雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑧									
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑨									
本年分で差し引く繰越損失額	⑩									
平均課税対象金額	⑪									
変動・臨時所得金額	⑫									
延届納の出	⑬								00	
申告期限までに納付する金額	⑭								00	
延納届出額	⑮								0000	
受取られる税金の所	⑯									
郵便局名等	⑰									
口座番号	⑱								1234567	
記帳番号	⑲									

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 1 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は記載しません。
- 2 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(38万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

平成 27 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)

FA0053

住所 (又は事務所、 居所など)	××市〇〇町1-2-3	フリガナ 氏名	コクゼイ マコト 国税 誠
------------------------	-------------	------------	------------------

番号	一連番号
----	------

第四表(一)

(平成二十五年分以降用)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)			⑤9	6,000,000	円		
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額 (④-⑤)	⑦特別控除額	⑧損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑩	円	⑥0
		総合譲渡			⑪	円	⑥1
	長期	分離譲渡	円	円	⑫		⑥2
		総合譲渡				円	⑥3
	一時						⑥4
C 山林							⑥5
D 退職				円	円		⑥6
E 株式等の譲渡	未公開分						⑥7
	上場分						⑥8
	上場株式等の配当			円	円		⑥9
F 先物取引						⑦0	

申告書第四表(損失申告用)の記載方法の詳細は、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」をご覧ください。

特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧損失額又は所得金額	
A 経常所得	⑤9 6,000,000 円	第1 6,000,000 円	第2 6,000,000 円	第3 6,000,000 円	⑧ 6,000,000 円	
B 譲渡	短期 総合譲渡	⑥1	1	2	3	
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	⑥2 △	次	次	次	
	長期 総合譲渡	⑥3	通	通	通	
	一時	⑥4	算	算	算	
C 山林	⑥5		算		⑨	
D 退職			⑥6	算		
損失額又は所得金額の合計額					⑩ 6,000,000	

資産	整理欄
----	-----

《第四表(二)》

平成 27 年分の <small>所得税及び復興特別所得税</small> の確定申告書 (損失申告用)		FA0058					
3 翌年以後に繰り越す損失額		番号 一連番号					
青色申告者の損失の金額		⑦② 円					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑦③ 円					
変動所得の損失額		⑦④ 円					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額 円	⑤ 保険金などで補填される金額 円	⑥ 差引損失額 (④-⑤) 円
	山林以外	営業等・農業		. . .			⑦⑤ 円
	山林以外	不動産		. . .			⑦⑥ 円
	山林	山林		. . .			⑦⑦ 円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦⑧ 円					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		⑦⑨ 円					
4 繰越損失を差し引く計算							
年分	損失の種類			⑧ 前年までに引ききれなかった損失額 円	⑨ 本年分で差し引く損失額 円	⑩ 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (⑧-⑨)	
A 26年 前 年 損 失 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/	
			山林所得の損失				
		____年が白色の場合	変動所得の損失				
	被災事業用資産の損失		山林以外				
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損			失				
B 26年 前 年 損 失 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/	
			山林所得の損失				
		____年が白色の場合	変動所得の損失				
	被災事業用資産の損失		山林以外				
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損			失				
C 26年 前 年 損 失 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/	
			山林所得の損失				
		____年が白色の場合	変動所得の損失				
	被災事業用資産の損失		山林以外				
			山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			15,450,000	6,000,000		
雑損			失				
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑧① 円					
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		⑧② 円					
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑧③ 円					
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		⑧④ 円					
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額		⑧⑤ 円					
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		⑧⑥ 円					
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		⑧⑦ 円					
		資産	整理欄				

第四表(二)
(平成二十五年分以降用)
○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑦③欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5の2による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。